

ACSV MONTHLY LETTER

今号は消費税のあらまし②として、消費税の納税義務者について説明します。

● 消費税を納める義務のある者

消費税を負担するのは消費者ですが、消費者より預った消費税を納税する義務のある者は、次の通りです。

国内取引	事業者
輸入取引	輸入者（消費者である個人を含む）

国内取引については事業者には納税義務がありますが、小規模事業者は納税義務が免除されます。具体的には以下の通りです。

① 前々事業年度（個人事業者は前々年）課税売上高が	1,000万円超	課税事業者	
	1,000万円以下	②へ	
② 前事業年度の期首から6ヶ月（個人は前年の1～6月）の課税売上高・給与支払額の両方が	1,000万円超	課税事業者	
	1,000万円以下	免税事業者	
③ 新規に開業した場合	資本金 1,000万円以上の法人	1・2年目	課税事業者
		3年目～	①②で判定
	資本金 1,000万円未満の法人・個人事業者	1年目	免税事業者
		2年目	②で判定
		3年目～	① ②で判定

資本金 1,000万円未満の法人では、第1期の期首から6ヶ月の課税売上高と給与支払額の両方が1,000万円以下の場合は、当初2年間は免税事業者となります。

なお、免税事業者であっても課税取引には消費税が課されます。

会計ソフトの入力について（注意！）

財務応援や弥生会計などの会計ソフトは、平成26年3月31日までの日付で入力した仕訳は消費税率5%に、4月1日からは8%になるように設定されています。4月1日以降の入出金で旧税率の取引を仕訳する場合は、請求書等を確認し、その都度5%に手修正して入力して下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
6月	個人住民税納付（第1期）	
7月	所得税予定納付（第1期） 源泉所得税納付（納期特例・上期分）	減額申請ができます。

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。